証券総合口座取引約款新旧対照表

新	旧
（この約款の変更） 第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 附 則 この約款は、2020 年 1 月 29 日に制定いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。 この約款は、2020 年 2 月 27 日に改訂いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。 この約款は、2021 年 2 月 5 日に改訂いたしました。	（この約款の変更） 第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 附 則 この約款は、2020 年 1 月 29 日に制定いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。 この約款は、2020 年 2 月 27 日に改訂いたしました。効力発生日は、CFD 取引開始日といたします。

保護預り約款新旧対照表

新	旧
（この約款の変更） **第 23 条**　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。 ２　前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この約款を変更することができるものとします。 (1)　この約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき (2) この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の相当期間前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 末尾 2021 年 2 月現在	**（この約款の変更）** **第 23 条**　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 ２　前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この約款を変更することができるものとします。 (1)　この約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき (2) この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の１か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 末尾 2019 年 6 月現在

外国証券取引口座約款新旧対照表

新	旧
（約款の変更） **第 33 条**　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。 ２　前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この約款を変更することができるものとします。 (1)　この約款の変更が、申込者の一般の利益に適合するとき (2) この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の相当期間前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 末尾 2021 年 2 月現在	**（約款の変更）** **第 33 条**　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 ２　前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この約款を変更することができるものとします。 (1)　この約款の変更が、申込者の一般の利益に適合するとき (2) この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の１か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 末尾 2020 年 2 月現在

カバードワラント取引に関する口座管理規程新旧対照表

新	旧
（規程の変更） 第 9 条　この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。 ２ 前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この規程を変更することができるものとします。 ①　この規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき ②　この規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による規程の変更にあたり、変更後の規程の効力発生日の相当期間前までに、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 附則 本規程は 2019 年 6 月 21 日より適用されます。 本規程は 2021 年 2 月 5 日に改訂されました。	（規程の変更） 第 9 条　この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 ２ 前項のほか、次の各号に掲げる場合、当社はその裁量により、この規程を変更することができるものとします。 ①　この規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき ②　この規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき ３ 当社は前項による規程の変更にあたり、変更後の規程の効力発生日の１か月前までに、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｗａｒｒａｎｔ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｎｆｏ／）に掲示します。 以下省略 附則 本規定は 2019 年 6 月 21 日より適用されます。

金融商品販売法に係る重要事項のご説明(重要事項説明等)新旧対照表

新	旧
P.1 **e ワラント（カバードワラント）の手数料及びリスク説明** e ワラント（カバードワラント）は、対象原資産である株式（上場投資信託等を含む）・株価指数、預託証券、暗号資産先物（リンク債）、通貨（リンク債）、コモディティ（リンク債）の価格変動、時間経過（一部の銘柄を除き、一般に時間経過とともに価格が下落する）や為替相場（対象原資産が国外のものの場合）など様々な要因が価格に影響を与えるので、投資元本の保証はなく、投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります（ただし、e ワラントの価格が極端に低い場合には、対象原資産の値動きにほとんど反応しない場合があります）。ニアピン（カバードワラント）は、対象原資産である株価指数や為替相場の変動や、時間経過（同日内を含む）など様々な要因が価格に影響を与えるので、元本の保証はなく投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります。最大受取可能額は 1 ワラント当たり 100 円に設定され、満期参照原資産価格がピン価格から一定価格以上乖離した場合は満期時に価格がゼロになります。同一満期日を持つ全ての種類のニアピンを購入しても、投資金額の全てを回収することが	P.1 **e ワラント（カバードワラント）の手数料及びリスク説明** e ワラント（カバードワラント）は、対象原資産である株式（上場投資信託等を含む）・株価指数、預託証券、通貨（リンク債）、コモディティ（リンク債）の価格変動、時間経過（一部の銘柄を除き、一般に時間経過とともに価格が下落する）や為替相場（対象原資産が国外のものの場合）など様々な要因が価格に影響を与えるので、投資元本の保証はなく、投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります（ただし、e ワラントの価格が極端に低い場合には、対象原資産の値動きにほとんど反応しない場合があります）。ニアピン（カバードワラント）は、対象原資産である株価指数や為替相場の変動や、時間経過（同日内を含む）など様々な要因が価格に影響を与えるので、元本の保証はなく投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります。最大受取可能額は 1 ワラント当たり 100 円に設定され、満期参照原資産価格がピン価格から一定価格以上乖離した場合は満期時に価格がゼロになります。同一満期日を持つ全ての種類のニアピンを購入しても、投資金額の全てを回収することができない可能性があります。ト

できない可能性があります。トラッカー（カバードワラント）は、対象原資産である株価指数、暗号資産先物（リンク債）、通貨（リンク債）、コモディティ（リンク債）の価格変動や為替相場（対象原資産が国外のものの場合）など様々な要因が価格に影響を与える有価証券です。 以下省略	ラッカー（カバードワラント）は、対象原資産である株価指数、通貨（リンク債）、コモディティ（リンク債）の価格変動や為替相場（対象原資産が国外のものの場合）など様々な要因が価格に影響を与える有価証券です。 以下省略